

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 20 日

林業・木材製造業労働災害防止協会 御中

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課産業保健支援室長
(契 印 省 略)

令和 5 年度「団体経由産業保健活動推進助成金」の実施について

独立行政法人労働者健康安全機構が実施する助成金については、令和 4 年 11 月 9 日付けで、これまで実施してきた産業保健関係助成金については廃止し、令和 4 年 12 月 19 日から令和 4 年度末までの間、団体経由産業保健活動推進助成金として実施したところです。

今般、この団体経由産業保健活動推進助成金につきまして、4 月 21 日より、令和 5 年度分の受付を開始することとなりましたので、ご連絡いたします。

当該助成金は、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために産業医等と契約した場合、その活動費用の 80%(上限 100 万円)を助成します。

なお、産業保健サービスを提供する医師や保健師については、労働者の健康管理等に関する知識のある方が望ましく、産業医又は産業医の要件を備えた医師や、産業保健について知識・経験のある保健師をご活用いただけるよう、併せて周知いただきますようお願いいたします。

詳細は、別添のリーフレットをご確認の上、必要に応じて、労働者健康安全機構の HP の本助成金の支給要領、手引き等をご参照いただき、関係者の皆様に対して積極的に周知いただきますようお願いいたします。

